

「君津市建設工事適正化指導指針」新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定 義) (下請契約の締結の制限)</p> <p>第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。</p> <p>(1) 下請代金の額が1件で<u>4, 500万円</u>以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>7, 000万円</u>以上)である下請契約</p> <p>(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が<u>4, 500万円</u>以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>7, 000万円</u>以上)となる下請契約</p> <p>2 省略</p> <p>(技術者の適正な配置)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が<u>4, 500万円</u>以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>7, 000万円</u>以上)になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>3～6 省略</p>	<p>(定 義) (下請契約の締結の制限)</p> <p>第5条 特定建設業者でなければ、その者が発注者から直接請け負った建設工事を施工するため次の各号の一に該当する下請契約を締結してはならない。</p> <p>(1) 下請代金の額が1件で<u>4, 000万円</u>以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>6, 000万円</u>以上)である下請契約</p> <p>(2) 一工事で下請契約が二以上になる場合において、その下請契約を締結することにより、下請代金の総額が<u>4, 000万円</u>以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>6, 000万円</u>以上)となる下請契約</p> <p>2 省略</p> <p>(技術者の適正な配置)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の総額が<u>4, 000万円</u>以上(当該特定建設業者が建築一式工事を施工する場合にあっては、<u>6, 000万円</u>以上)になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該工事現場に監理技術者を置いて工事施工の技術上の管理を行わなければならない。</p> <p>3～6 省略</p>

(下請代金の支払条件)

第8条 省略

(1)～(5) 省略

(6) 手形期間は、60日以内で、できる限り短い期間とすること。

(7)～(8) 省略

(施工体制の把握)

第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）になるときは、施工体制台帳（様式第1号又はこれに準ずるもの）及び施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

なお、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第14条の2第1項各号及び同条第2項各号に掲げる事項が、（同条第2項各号に掲げる事項についてはスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により）電子計算機に備えられたファイル磁気ディスク等に記録され、必要に応じて当該工事現場において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって施工体制台帳への記載及び添付資料に代えることができる。

(下請代金の支払条件)

第8条 省略

(1)～(5) 省略

(6) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。

(7)～(8) 省略

(施工体制の把握)

第9条の2 特定建設業者は、発注者から直接建設工事を請け負った場合において、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,000万円以上（建築一式工事にあつては6,000万円以上）になるときは、施工体制台帳（様式第1号又はこれに準ずるもの）及び施工体系図（様式第3号又はこれに準ずるもの）を作成し、当該建設工事の施工体制を的確に把握するものとする。

2 省略

3 前項の通知事項（添付書類を含む。ただし、公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額にかかる部分を除く。）に変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、変更後の事項について、前項の例により通知しなければならない。

4 第2項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の特定建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。

5 省略

6 省略

7 公共工事についての第1項、第2項、第3項、第4項及び第6項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が4, 500万円以上（建築一式工事にあつては7, 000万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。

8 第1項の特定建設業者及び前項で読み替える建設業者は、遅滞なくその請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により書面にて通知を行わなければならない。

9 省略

2 省略

3 前項において、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請業者と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員がいるときは、第1項の特定建設業者は下請業者に対し、一人親方との関係を記載した再下請通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳及び施工体系図を作成するものとする。

4 省略

5 省略

6 公共工事についての第1項、第2項、第3項及び第5項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、第1項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上ある時は、それらの請負代金の額の総額）が4, 000万円以上（建築一式工事にあつては6, 000万円以上）になる」とあるのは「下請契約を締結した」とする。

7 第1項の特定建設業者及び前項で読み替える建設業者は、遅滞なくその請け負った建設工事を請け負わせた下請業者に対し、様式第4号又はこれに準ずる様式により通知を行わなければならない。

8 省略

(市発注工事における届出等)

第11条 省略

2 省略

3 第1項の届出事項(添付書類を含む)に変更があったときは、下請業者変更届(様式第8号)により、第2項の届出事項(添付書類を含む)に変更があったときは、変更通知書(様式第9号)により、当該建設業者は、2週間以内に工事担当課長に届け出なければならない。

4 第1項の提出並びに第2項及び前項の届出(以下「市発注工事における届出等」という。)は、工事担当課長の承諾を得て、それぞれ、当該提出及び当該届出をすべき様式その他の書面を電磁的方法により提出し、及び届け出ることができる。この場合において、当該建設業者は、当該書面による提出及び届出をしたものとみなす。

また、市発注工事における届出等に係る添付書類がスキャナにより読み取る方法その他これに類する方法により、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示されるときは、当該記録をもって当該添付書類に代えることができる。

(市発注工事における届出等)

第11条 省略

2 省略

3 第1項の届出事項に変更があったときは、下請業者変更届(様式第8号)により、第2項の届出事項に変更があったときは、変更通知書(様式第9号)により、当該建設業者は、2週間以内に工事担当課長に届け出なければならない。

様式第7号

様式第7号

君津市長 様

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

主任技術者等選任通知書

このことについて、年 月 日契約に係る 工事に關し、下記の者を選任したので君津市建設工事適正化指導要綱第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者 特例監理技術者	監理技術者補佐	専門技術者
氏名				
現住所				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資格				
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

※ 添付書類

- (1)主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。
(2)専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による）
(注) 1 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者の欄は、区分に応じて不要なものを抹消すること。
2 監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者・監理技術者・特例監理技術者・監理技術者補佐として配置することはできません。
(建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条)
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は18,000万円以上）となる工事

様式第7号

様式第7号

君津市長 様

年 月 日

住所
商号又は名称
代表者名
電話番号

?

主任技術者等選任通知書

このことについて、年 月 日契約に係る 工事に關し、下記の者を選任したので君津市建設工事適正化指導指針第11条第2項の規定並びに建設工事請負契約約款第10条第1項の規定により通知します。

記

	現場代理人	主任技術者 監理技術者	専門技術者
氏名			
現住所			
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
資格			
選任日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

- (注) 1 主任技術者、監理技術者の欄は、区分に応じて一方を抹消すること。
2 監理技術者については、資格欄に資格者番号を併せて記載すること。

※ 下記添付書類については、提出を求めた場合に提出すること。

- (1)主任技術者、監理技術者及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。
(2)専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による）

建設業許可における専任技術者は、営業所に常勤している必要があるため、現場への専任を求められる工事（※）における主任技術者・監理技術者として配置することはできません。
(建設業法第7条第2号、第26条第3項、建設業法施行令第27条)
※公共性のある工作物に関する工事であって請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となる工事

様式第9号

下の箇所

※添付書類

(1) 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者については、資格を証明する書類の写し及び直接かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類の写し。

(2) 専任技術者一覧表（別添様式又は任意に作成した一覧表による。）

（注）監理技術者及び特例監理技術者については、資格欄に資格番号を併せて記載すること。

附 則

この要綱は令和5年2月1日から施行する。

様式第9号

下の箇所